

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、**岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例**(平成十九年岐阜県条例第十四号。以下「**条例**」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、**条例**において使用する用語の例による。

(環境に関する基準)

第三条 **条例第五条第一項第五号**の土壌の汚染に係る環境に関する基準は、土壌の汚染に係る環境に関する基準について(平成三年環境庁告示第四十六号)の**別表**によるものとする。

2 **条例第五条第一項第五号**の規定により規則で定めるリサイクル製品の品目ごとに規則で定める基準は、**別表第一**の上欄に掲げる品目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目に関する基準とする。

(配合率基準)

第四条 原材料に占める循環資源の割合について**条例第五条第一項第七号**の規則で定める基準は、**別表第二**のとおりとし、同表の上欄に掲げる品目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる循環資源の割合とする。

(認定の申請)

第五条 **条例第五条第二項**に規定する申請書は、岐阜県リサイクル認定製品認定申請書(**別記第一号様式**)のとおりとする。

2 **条例第五条第二項**の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 リサイクル製品の製造等の工程を示した書類
- 二 リサイクル製品の製造等を行う事業者を紹介するパンフレット等
- 三 県外で発生する循環資源を原材料の一部としている場合は、当該循環資源の発生の状況等を証する書類
- 四 その他知事が認定のために必要として提出を求めた書類

(認定をしないときにおける通知)

第六条 知事は、**条例第五条第四項**の規定により認定をしないときは、理由を付して当該認定の申請をした者に書面により通知するものとする。

(リサイクル認定製品の表示)

第七条 **条例第六条第一項**の規定による表示は、「岐阜県リサイクル認定製品」の文字又は**別記第二号様式**により行うものとする。

(変更の届出)

第八条 **条例第七条**の規定による届出は、岐阜県リサイクル認定製品認定申請事項変更届(**別記第三号様式**)により、リサイクル認定製品に係る事項の変更を行う日の三十日前までに行うものとする。

2 前項の場合において、**条例第五条第二項第五号**に掲げる事項に変更があったときは、**同条第一項第五号**及び**第六号**に適合していることを証する書類を添付しなければならない。

(適合状況の報告等)

第九条 **条例第八条第二項**の規定による報告は、岐阜県リサイクル認定製品認定要件適合状況報告書(**別記第四号様式**)により、認定された日から起算して一年、二年及び三年を経過する日の翌日を起算日としてそれぞれ三十日以内に行うものとする。

2 **条例第八条第三項**の規定により保存すべきリサイクル認定製品は、**条例第五条第一項第五号**の規定による基準に関する試験に供した製品と同規格のもの又はその一部とする。

(認定の辞退の届出)

第十条 **条例第九条第一項**及び**第二項**の規定による届出は、岐阜県リサイクル認定製品認定辞退届(**別記第五号様式**)により、その理由を付して行うものとする。

2 前項の届出は、リサイクル認定製品が認定要件に適合しないこととなる日、**条例第五条第四項各号**のいずれかに該当することとなる日又はリサイクル認定製品の製造等を廃止する日の三十日前までに行うものとする。

(表示する事項)

第十一条 **条例第十一条第二項**の規定による表示は、リサイクル認定製品を使用する場所において看板、表示板等により行うものとする。

2 **条例第十一条第二項**の規則で定める事項は、リサイクル認定製品の名称、認定番号、使用量等とする。

(身分証明書)

第十二条 **条例第十七条第二項**に規定する証明書は、身分証明書(**別記第六号様式**)とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成十九年七月二十日規則第六十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年三月二十八日規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年七月二十五日規則第五十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十八日規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年十月二十一日規則第九十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十八年四月一日規則第四十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年二月二十一日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年六月六日規則第六十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三十一年三月一日規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年六月二十八日規則第十八号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和二年二月二十八日規則第八号)

この規則は、令和二年三月一日から施行する。

附 則(令和三年三月十九日規則第三十九号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

品目	項目
1 古紙一〇〇パーセントトイレットペーパー	重金属等
2 廃木材再生品	重金属等、農薬等
3 廃プラスチック再生品	重金属等
4 再生バルブ使用印刷・OA用紙	重金属等
5 再生バルブ使用一般事務用品	重金属等
6 廃木材等を使用したボード	重金属等、農薬等
7 廃材を使用したタイル・ブロック・レンガ	重金属等
8 間伐材・小径材を使用した木製品	重金属等
9 再生土木資材	重金属等
10 汚泥活用土壌改良材	揮発性有機化合物類、重金属等、農薬等
11 木質系土壌改良材	重金属等、農薬等
12 廃棄物を使用したセメント	重金属等
13 再生バルブ使用製品	重金属等
14 廃瓦を使用した瓦	重金属等
15 廃ペットボトルを使用した再生品	重金属等
16 堆肥	重金属等、農薬等
17 緑化基盤材	重金属等、農薬等
18 再生陶磁器製品	重金属等
19 廃棄物を使用した炭化材	揮発性有機化合物類、重金属等、農薬等
20 廃石膏 <small>こうそ</small> を使用した製品	揮発性有機化合物類、重金属等、農薬等

備考

- 一 「重金属等」とは、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、^ひ砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ふっ素及びほう素をいう。
- 二 「農薬等」とは、チウラム、チオベンカルブ、シマジン、有機燐りん及びPCBをいう。
- 三 「揮発性有機化合物類」とは、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、一・一・二―ジクロロエタン、一・一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・一―ニトリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・三―ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四―ジオキサンをいう。
- 四 「1 古紙一〇〇パーセントトイレットペーパー」については、**条例第五条第二項**の規定による認定の申請及び**条例第八条第二項**の規定による試験、検査等の結果の報告を行う場合を除く。
- 五 「8 間伐材・小径材を使用した木製品」については、物理的加工に限定され、当該リサイクル製品に重金属等が含まれていないことが明らかなか場合であって、**条例第五条第二項**の規定による認定の申請及び**条例第八条第二項**の規定による試験、検査等の結果の報告を行う場合を除く。

一部改正〔平成一九年規則六五号・二〇年五一号・二六年三一号・二八年四二号・二九年六八号〕

別表第二(第四条関係)


品目	循環資源の割合
1 古紙一〇〇パーセントトイレットペーパー	古紙を一〇〇パーセント使用していること。
2 廃木材再生品	廃木材を五〇パーセント以上使用していること。ただし、「廃木材等を使用

	したボード」を除く。
3 廃プラスチック再生品	プラスチック原料として、廃プラスチック類を九〇パーセント以上(食品トレイにあっては八〇パーセント以上)使用していること。
4 再生パルプ使用印刷・OA用紙	再生パルプを七〇パーセント以上使用していること。
5 再生パルプ使用一般事務用品	再生パルプを五〇パーセント以上(封筒類にあっては七〇パーセント以上)使用していること。
6 廃木材等を使用したボード	廃木材等を九〇パーセント以上使用していること。
7 廃材を使用したタイル・ブロック・レンガ	建築廃材、廃ゴム、廃プラスチック類、廃ガラス、陶磁器くず又は汚泥を原料として使用する場合にあっては、結合材を除く原料の五〇パーセント以上を使用していること。 焼却灰を原料として使用する場合にあっては、結合材としてセメント、合成樹脂等を用い、常温で成形加工する場合は、結合材を除く原料の五〇パーセント以上、粘土等を混合し、焼成して製造する場合は、二〇パーセント以上使用していること。 熔融スラグを原料として使用する場合にあっては、結合材を除く原料の一〇パーセント以上使用していること。
8 間伐材・小径材を使用した木製品	主要部材に間伐材又は小径材を八〇パーセント以上使用していること。
9 再生土木資材	ばいじん、燃え殻、汚泥又は高炉スラグを使用した路盤材にあっては、五〇パーセント以上使用していること。 ばいじん又は燃え殻を使用した地盤改良材にあっては、六〇パーセント以上使用していること。 再生加熱アスファルト混合物にあっては、熔融スラグを原料の一部としていること。 廃ゴム、廃ガラス又は陶磁器くずを使用した舗装材にあっては、二〇パーセント以上使用していること。 伐採木、 ^{せん} 剪定枝又は刈草の未利用材を原料として使用した舗装材にあっては、結合材を除く原料として七〇パーセント以上使用していること。 熔融スラグ、廃ガラス、セメントコンクリート再生骨材又は陶磁器くずを原料として使用したコンクリート二次製品にあっては、結合材を除く原料として一〇パーセント以上使用していること。 廃ガラス、陶磁器くず又は熔融スラグを使用した再生砂及び再生砂利にあっては、九〇パーセント以上使用していること。 繊維くずを使用したコンクリート二次製品にあっては、容積率が一〇パーセント以上であること。 コンクリートガラを使用したコンクリートブロックにあっては、容積率が三〇パーセント以上であること。
10 汚泥活用土壌改良材	下水道汚泥又は上水道汚泥を原料としていること(上水道汚泥を使用したものにあっては、上水道汚泥を四〇パーセント以上使用していること。)
11 木質系土壌改良材	間伐材、 ^{せん} 小径材、 ^{せん} 剪定枝、樹皮等の未利用材を一〇〇パーセント使用していること。
12 廃棄物を使用したセメント	下水道汚泥又は焼却灰をセメント原料の一部としていること。
13 再生パルプ使用製品	再生パルプを八〇パーセント以上使用していること。
14 廃瓦を使用した瓦	廃瓦を一〇パーセント以上使用していること。
15 廃ペットボトルを使用した再生品	廃ペットボトルを使用した衣類にあっては、再生ベツト樹脂から得られるポリエステルを五〇パーセント以上使用していること。 廃ペットボトルを使用した製品にあっては、プラスチック原料として、廃ペットボトル及び廃プラスチック類を九〇パーセント以上使用(ただし、廃ペットボトルを主として含有すること。)していること。
16 堆肥	家畜ふん、食品廃棄物等(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第二条第二項に規定する食品廃棄物等をいう。)、 ^{せん} 剪定枝、樹皮又は刈草を一〇〇パーセント使用していること。
17 緑化基盤材	汚泥以外の原料を使用した緑化基盤材にあっては、循環資源を五〇パーセント以上使用していること。 汚泥を使用した緑化基盤材にあっては、三〇パーセント以上使用していること。
18 再生陶磁器製品	陶磁器くずを二〇パーセント以上使用していること。
19 廃棄物を使用した炭化材	土壌改良材にあっては、汚泥を九〇パーセント以上使用していること。 調湿吸着シートにあっては、汚泥及びその炭化材を四〇パーセント以上使用していること。
20 廃石膏を使用した製品	グランドライン用石膏 ^こ にあっては、廃石膏 ^こ を一〇〇パーセント使用していること。 土壌改良材にあっては、廃石膏 ^こ を原料としていること。

備考 特に明記のない場合、割合は重量比とする。

一部改正〔平成一九年規則六五号・二〇年四号・五一号・二六年三十一号・九一号・二八年四二号・二九年一〇号・三一年七号・令和二年八号〕

別記

 第1号様式(第5条関係)

岐阜県知事 様
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号
担当者名

岐阜県リサイクル認定製品の認定を受けたいので、岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例第5条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

製造等を行う工場又は事業場	所在地		
	名称		
品目及び用途	品目		
	用途		
寸法及び重量			
原材料の概要	循環資源	種類	
		性状	
	その他	発生場所	
		種類	
	性状		
製造等の方法			
販売開始予定年月日		年 月 日	
その他参考となるべき事項			
製品名			
価格			
販売場所			
製造等又は販売の実績又は計画			
安全性	適合状況	適・不適	【溶出試験を行った項目】
規格等	適合する規格等	有・無	【規格名及び番号等】
循環資源の割合	適合する割合	適・不適	【割合】 % (%)
製造等するに当たって遵守すべき法令等		有・無	【法令等名】
事業場における生活環境の保全に関する措置及び程度			
製品の安全性及び規格等に関して配慮する事項			
その他			

備考

- この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 次の書類を添付してください。
 - リサイクル製品の製造等の工程を示した書類
 - リサイクル製品の製造等を行う事業者を紹介するパンフレット等
 - 県外で発生する循環資源を原材料の一部としている場合は、当該循環資源の発生の状況等を証する書類
 - その他知事が認定のために必要として提出を求めた書類
- 「その他参考となるべき事項」については、次の事項に留意してください。
 - 「循環資源の割合」欄には、製品全体に占める循環資源の割合を重量比で記載し、括弧内には、製品全体に占める岐阜県内で発生した循環資源の重量比を併記してください。
 - 過去に認定を受けた製品について、再度申請する場合は、「その他」欄に認定年月日及び認定番号を記載してください。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
一部改正〔令和元年規則18号・3年39号〕



備考

- 1 表示
上記図形を使用する場合は、原則として「岐阜県リサイクル認定製品」の文字を表示すること。
また併せて、上記図形の愛称「エコ丸君」の文字も、できる限り表示すること。
- 2 着色
図形及び文字については、いずれも「B100%」を基本としますが、他の配色を用いても差し支えないものであること。
- 3 寸法比率
横1、縦1とすること。
一部改正〔平成19年規則65号〕

W第3号様式(第8条関係)

岐阜県リサイクル認定製品認定申請事項変更届

年 月 日

岐阜県知事 様
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号
担当者名

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日	年 月 日	
認定番号		
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 2 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例第5条第2項第5号に掲げる事項に変更があった場合は、同条例施行規則第8条第2項に規定する書類を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
一部改正〔令和元年規則18号・3年39号〕

W第4号様式(第9条関係)

岐阜県リサイクル認定製品認定要件適合状況報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり報告します。

認定年月日	年 月 日		
認定番号			
品目及び用途	品目		
	用途		
認定要件への適合状況			
製造等を行う工場又は事業場	所在地		
	名称		
原材料の状況	循環資源	種類	
		性状	
	その他	発生場所	
		種類	
性状			
事業場における生活環境の保全のために必要な措置の状況			
価格			
環境に関する基準への適合状況			
法令等に基づく規格への適合状況			
循環資源の割合への適合状況	% (%)		
その他参考となるべき事項			

備考

- この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 次の書類を添付してください。
 - 環境に関する基準に適合していることを証する書類
 - 法令等に基づく規格に適合していることを証する書類
- 「循環資源の割合への適合状況」欄には、製品全体に占める循環資源の割合を重量比で記載し、括弧内には、製品全体に占める岐阜県内で発生した循環資源の重量比を併記してください。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
一部改正〔令和元年規則18号・3年39号〕

第5号様式(第10条関係)

岐阜県リサイクル認定製品認定辞退届

年 月 日

岐阜県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日	年 月 日
認定番号	
認定辞退の区分	<input type="checkbox"/> 認定要件への非適合 <input type="checkbox"/> 認定製品の製造等の廃止 <input type="checkbox"/> その他特別の事情
製造等廃止年月日	年 月 日
辞退の理由	

備考

- この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付してください。
- 「認定辞退の区分」欄には、該当する区分の□に「」を記してください。
- 「辞退の理由」欄には、「認定辞退の区分」欄の該当項目にかかわらず、理由を記載してください。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
一部改正〔令和元年規則18号・3年39号〕

第6号様式(第12条関係)

(表)

90ミリメートル

55
ミ
リ
メ
ー
ト
ル

身分証明書		
第		号
所属		
氏名		
	年	月 日生
上記の者は、岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例 第17条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。		
	年	月 日発行
	岐阜県知事	印

(裏)

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定を受けた者若しくは認定を受けた者に循環資源を供給する者（以下「認定事業者等」という。）に対し、リサイクル認定製品の製造等の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等の同意を得て、認定事業者等の事務所若しくは事業場に立ち入り、リサイクル認定製品の製造等の状況に関し設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。